

第 44 号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表1（第3条関係） 幼稚園			別表1（第3条関係） 幼稚園		
名称	位置		名称	位置	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 小東山幼 稚園		[略]	神戸市立 小東山幼 稚園		[略]
神戸市立 いかわ幼 稚園	神戸市 西区	伊川谷町別府 1342番地	神戸市立 太山寺幼 稚園	神戸市 西区	伊川谷町前開860 番地
			神戸市立 いかわ幼		伊川谷町別府 1342番地

			稚園		
			神戸市立 櫛谷幼稚 園		櫛谷町池谷字山 の谷203番地の2
[略]		[略]	[略]		[略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

幼稚園の廃止に当たり、条例を改正する必要があるため。